

出席停止について

上記のことについては、学校保健安全法、並びに同施行規則で指定された感染症にり患した場合に出席停止となります(裏面参照)。学校医または主治医により、該当の感染症と診断された場合は、すみやかに担任または学校に連絡し、医師の指示する期間、登校しないようお願いいたします。出席停止期間は欠席にはなりません。

なお、医師の指示により登校を再開させる場合には、下記の登校許可書を記入し、切り取らずに担任にご提出ください。その際、医療機関を受診したことが分かる領収書又は処方箋を添付してください。

※病気の状況により医師の診断書を提出していただく場合があります。

登校許可書(保護者記入)

茨城県立鹿島高等学校附属中学校長 殿

生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____

下記の疾病は治ゆしましたので、登校を許可願います。

1 病 名	
2 発 症 し た 日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3 医師に指示された 出席停止の期間	自 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 至 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
4 受 診 医 療 機 関 名	

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

〈学校確認欄〉

校長	教頭	教務	保健主事	養護教諭	学年主任	担任

※教務(原本)、コピー(保健室)保管。

学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止の期間

【学校保健安全法施行規則第 18、19 条】

分類	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで（症状が出た日の翌日を 1 日目と数えます。）
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで（発症した日や症状が軽快した日の翌日を 1 日目と数えます。）
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

【第 3 種 その他の感染症について】

その他の感染症は、通常学校感染症に指定しないが、感染拡大を防ぐために、必要があるときに第三種の感染症としての措置をとることができる感染症のことです。

感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症、ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症）	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能）
マイコプラズマ感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能）
溶連菌感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（適正な抗菌治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能）